

最大1,000万円が支給される「ものづくり補助金」の申請時に加点されます！！

経営力向上計画

<経営力向上計画とは？>

人材育成、コスト管理等のマネジメントの向上や設備投資など、自社の経営力を向上するために実施する計画で、認定された事業者は、税制や金融の支援等を受けることができます。また、2月28日より公募開始された「ものづくり補助金」では、審査時の加点項目となっています。

認定を受ける3大メリット

- 固定資産税の軽減措置(最大3年間1/2に軽減)や即時償却等 <税制面>
- 計画に基づく事業に必要な資金繰りを支援 <資金繰り>
- 認定事業者に対する補助金における優先採択 <補助金>

制度活用の流れ

① 制度の詳細について事前確認し準備を進める

(この時点で当事務所へご相談ください)

- ・ 税制措置を受ける場合は、工業会証明書や経産局確認書等が必要です。
- ・ 金融支援を受ける場合は、計画申請前に関係機関にご相談いただく必要があります。

② 経営力向上計画の策定

(当事務所が認定支援機関としてサポートします)

③ 経営力向上計画の申請・認定

(通常は申請～認定までに30日程度かかります)

④ 経営力向上計画の開始・取組を実行

(税制措置、金融支援などを受け取組を実施します)

補助金申請における加点について

平成30年2月28日(水)より公募開始された“ものづくり補助金”では、

経営力向上計画の認定を受けた(申請中を含む)事業者は審査において加点されると公表されています。

ものづくり補助金の申請をお考えの方は、経営力向上計画の申請も合わせてご検討ください！